

平成 26 年 9 月

会員各位

会員資格喪失に関するお知らせ

一般社団法人日本超音波医学会

理事長 工藤 正俊

会員資格審査担当理事

工藤 信樹

森 秀明

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

「一般社団法人日本超音波医学会定款」第9条の改正が了承されました。

これにより、会費を2年連続滞納された会員は、2年連続滞納した年度末をもって会員資格喪失となります。

ただし、「一般社団法人日本超音波医学会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則」第7条において、会費滞納の理由により資格喪失をした会員について、翌年度内に会員継続の意思表示が確認された場合は滞納期間中の会費納入をもって会員資格の復活が可能です。

翌々年度以降に再入会される場合には、新規入会の手続きとともに滞納期間中の会費納入を要することとなります。この場合、会員資格の継続は認められません。

会員の皆様には、会費滞納がございませんようご注意をお願いいたします。

たとえば、正会員の方が平成26年度末（平成27年3月31日）に会費2年度分（26,000円）を滞納されていた場合、平成26年度末をもって会員資格喪失となります。

ただし、翌年度 - 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）内に会費2年度分および平成27年度分の年会費（合計39,000円）を納入していただいた場合、会員資格が復活となります。本会認定専門医等の資格も有効となります。

翌々年度 - 平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）以降、会員資格は復活できず、認定資格も取り消しとなります。滞納期間中の会費納入が必要となり、新規入会扱いとなります。

例

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
納入	滞納	滞納		
↑ 会費 納入		↓ 会員 資格喪失	↑ 資格喪失翌年度 会費納入	↑ 翌々年度以降 会費納入
			会員資格復活 認定資格復活	会員資格復活不可 認定資格取り消し

なお、年会費のご請求は、毎年4月下旬から5月上旬にかけて送付しております。web siteの会員個人ページにおいて、会費の納入状況を隨時確認できます。ゆうちょ銀行からの自動引き落としも受け付けておりますのでご希望の方は事務局へご連絡ください。

定款及び規則の改正箇所を次ページに掲載いたします。ご不明の点がございましたら、事務局へご連絡いただけますようお願いします。

一般社団法人日本超音波医学会定款の新旧対照表

旧	改正
<p>一般社団法人日本超音波医学会定款 (平成25年4月1日制定)</p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 一 退会したとき。 二 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は法人である会員が解散したとき。 三 除名されたとき。</p> <p>附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、第24条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 理事(理事長) 竹中克 理事(副理事長) 工藤正俊 理事(副理事長) 谷口信行 4 本会の設立により、従来社団法人日本超音波医学会に属した会員並びに財産及び権利義務の一切は、本会が継承する。 5 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。</p>	<p>一般社団法人日本超音波医学会定款 (平成25年4月1日制定) (平成26年5月10日改正)</p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 一 退会したとき。 二 会費を2年滞納したとき、資格喪失日時は2年連続滞納した年度末とする。 三 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は団体である会員が解散したとき。 四 除名されたとき。</p> <p>附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、第24条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 理事(理事長) 竹中克 理事(副理事長) 工藤正俊 理事(副理事長) 谷口信行 4 本会の設立により、従来社団法人日本超音波医学会に属した会員並びに財産及び権利義務の一切は、本会が継承する。 5 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。</p> <p style="color: red;"><u>この定款の第9条の変更は、平成26年度社員総会の翌日（平成26年5月11日）から施行する。</u></p>

一般社団法人日本超音波医学会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則の新旧対照表

旧	改正
<p>一般社団法人日本超音波医学会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則 (平成25年4月1日制定) (平成25年4月19日改正)</p> <p>第7条 会費滞納の理由により除名された者が再入会しようとする場合には、所定の入会申込手続きを要するほか、滞納期間中の会費を納入しなければならない。</p> <p>附 則 この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から適用する。</p> <p>附 則 この規則の改正は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>一般社団法人日本超音波医学会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則 (平成25年4月1日制定) (平成25年4月19日改正) (平成26年5月10日改正)</p> <p>第7条 会費滞納の理由により会員資格を喪失した会員について、翌年度内に会員継続の意思表示が確認された場合は、滞納期間中の会費納入をもって会員資格が復活するものとし、会員資格が継続しているものとみなし、所定の入会申込手続きを要しないものとする。 2 会費滞納の理由により会員資格を喪失した会員が、翌々年度以降に再入会しようとする場合には、所定の入会申込手続き及び滞納期間中の会費納入を要するものとする。この場合においては会員資格の継続は認めない。</p> <p>附 則 この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から適用する。</p> <p>附 則 この規則の改正は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> <p style="color: red;"><u>この規則の改正は、平成26年5月10日から施行する。</u></p>